

大学と独立行政法人産業医学総合研究所との連携大学院制度に係わる大学院生受入規程

- 第1条 本規程は独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）と大学との連携大学院制度により研究所において研究に従事する大学院生（以下「大学院生」という。）の研究所の受入れ方法と研究所における身分について定める。
- 第2条 本規程を適用する大学院とは、研究所と連携大学院協定を締結した大学（以下「大学」という。）の大学院をいう。
- 第3条 本規程を適用する大学院生とは研究所と連携大学院の協定を締結した大学の大学院の入学試験に合格し、かつ、研究所において研究に従事することを志望し、研究所の指導担当者が適当と認める者をいう。
- 第4条 大学院生は、大学の定める大学院在籍を証明する書類（大学院試験合格証、大学院学生身分証明書等、大学の発行する証明書）の写しを添えて、別に定める様式により、研究所で研究に従事する旨理事長に申告しなければならない。休学、留学などの理由により大学院を中断した場合後、復学した場合もこれに準ずる。
- 第5条 大学院生の研究所における身分は「連携大学院生」とし、服務等は研究所職員に準ずる。ただし、以下の事項は除く。
- （1）勤務時間および休暇
 - （2）給与および旅費
 - （3）研究遂行中に発生した業務災害および通学中に発生した災害の補償
 - （4）一般健康診断および特定健康診断
 - （5）宿舍
- 第6条 前条に定める身分等は第4条の申告の受理をもって発生し、大学院生の身分の消失（課程修了、退学等）または研究の中断（休学、留学等）をもって消失する。大学院生は大学院生の身分が消失または研究を中断した場合には、別に定める様式により直ちに研究所に申告しなければならない。
- 第7条 大学院生がその研究業務を遂行することができないと認められたとき、またはその他の研究所の秩序維持、安全衛生管理に係わる規程に従わないときは、理事長はこれを中止させることがある。
- 第8条 大学院生が研究業績を発表するときは、指導担当者の了承を経て理事長の許可を得なければならない。
- 第9条 大学院生は研究所において研究業務を遂行した結果、発明を行った場合には、当該発明に係わる権利を研究所に譲渡するものとする。
- 第10条 大学院生が自己の過失と認められる原因により研究所の設備、機器等を損壊した場合は、その費用を自弁させる場合がある。
- 第11条 大学院生は指導担当者の指導に従わなければならない。
- 第12条 第5条第3項の除外規程に関し、大学院生は原則として学生教育研究災害障害保険に加入するものとする。

附則

この規程は平成14年4月1日から平成18年3月31日の間に施行することとする。

大学大学院××研究科における連携・協力に関する協定書

大学（以下「甲」という。）と独立行政法人産業医学総合研究所（以下「乙」という。）は、連携協力して、甲の大学院××研究科（以下「研究科」という。）における教育・研究の一層の充実と当該研究科の学生（以下「学生」という。）の資質の向上を図り、相互の研究の交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（併任教員）

- 1 甲は、乙と協議の上、甲の人事手続きに則して乙の研究員を研究科の教授または助教授（以下「併任教員」という。）に併任する。
- 2 甲は、併任教員に対し、給与を支給しないものとする。
- 3 併任教員の任期は1年とし、年度ごとに更新する。ただし、甲における長期的な教育・研究の必要性から、継続性をもたせることを妨げない。
- 4 併任教員は学位論文審査委員会委員となることができる。
- 5 併任教員は、甲または乙において学生の研究指導等を行う。ただし、乙において研究指導等を行う場合には、乙の定める範囲内で行う。

（教育・研究）

- 6 研究科の教員と併任教員は、緊密に連携し、教育・研究にあたるものとする。
- 7 甲と乙は相互研究を促進するため、両者の図書館・図書室等をそれぞれの定める範囲以内で相互に利用できる。

（学生の資格等）

- 8 乙において研究指導等を受ける場合の学生の資格または身分は、乙の定めるところによる。
- 9 学生が乙において研究指導等を受けて得た研究成果については、乙の定めるところにより、公表できるものとする。
- 10 学生の乙における研究により生じた特許権等の財産権の帰属は、乙の定めるところによる。
- 11 研究指導等を円滑に行うため、関係機関に要望する必要があるときは、甲と乙は協力してこれらにあたる。

（その他）

- 12 併任教員が乙において学生の研究指導等を行う場合の施設・設備の使用料等は、無償とする。
- 13 併任教員の研究指導等に要する研究費・旅費等は、予算の範囲内で甲の会計機関が執行する。
- 14 乙において学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について調査の上、甲と乙の協議に基づき処理するものとする。
- 15 甲は学生に対し学生教育研究災害障害保険に加入することを指導する。
- 16 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合または改訂の必要がある場合もしくはこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理する。
- 17 この協定の実施に関し必要な事項は、双方の協議により別に定めることができる。
- 18 この協定は平成 年 月 日から実施する。

この協定書は2通作成し、甲と乙が各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲： 大学学長
（ 大学大学院××研究科長）

乙：独立行政法人
産業医学総合研究所理事長

（印）

×× （印）

様式 1

平成 年 月 日

産業医学総合研究所理事長 殿

大学名

氏 名

印

連携大学院制度に基づき、産業医学総合研究所において下記の通り研究に従事することを申告します。

記

1. 指導併任教員名
2. 研究課題名
3. 研究期間 平成 年 月 日～大学院の課程修了まで

(注) この申請書は大学院在籍を証明する書類(大学院試験合格証、大学院学生身分証明等大学の発行する証明書)の写し及び略歴書を添え、指導併任教員を経て企画調整部に提出するものとする。

様式 2

平成 年 月 日

産業医学総合研究所理事長 殿

大学名

氏 名

印

連携大学院制度に基づき、大学院生の身分を消失または研究を中断したので下記の通り申告します。

記

- 1 . 指導併任教員名
- 2 . 研究課題名
- 3 . 事由 課程修了、退学、休学、留学、その他 ()

該当するものを で囲む

独立行政法人産業医学総合研究所連携大学院推進委員会規程

（設置）

第1条：独立行政法人産業医学総合研究所（以下「所」という。）に連携大学院推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条：委員会は独立行政法人産業医学総合研究所連携大学院制度に関する必要な事項を所掌し、所と大学の間で締結された連携大学院の併任教員の推薦および交代を行う。

（組織）

第3条：委員会の委員は所の企画調整部長、研究部長および主任研究官の中から理事長が委嘱する。

（委員長）

第4条：委員の互選により委員会に委員長を置く。

- 1) 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を総括する。
- 2) 委員長に事故ある時はあらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第5条：委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

また、委員に欠員が生じたときは理事長が新たに委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員会）

第6条：委員会の会議は毎年4月に招集するほか、必要に応じて随時招集することができる。

会議は委員の過半数以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条：委員長は必要があると認める時は、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（雑則）

第8条：この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

連携大学院制度に係わる併任教員の推薦等に関する要領

産業医学総合研究所(以下「所」という。)と大学の間で締結された連携大学院制度の併任教員の推薦等については、以下に定める要領によるものとする。

(推薦の手続き)

- 第1条 併任教員の推薦に当たっては、連携大学院推進委員会(以下「委員会」という。)が所内公募を行い、その応募者のうちから連携する大学院により指定された科目に適合する者を推薦する。
- 2 委員会は公募に対する応募者のうちに適合する職員がない場合、自ら推薦することができる。

(推薦の基準)

第2条 推薦の基準は、原著論文数など、連携する大学院側の教員選定の基準及び慣習に準ずる。

(併任教員の交代)

第3条 委員会は、以下の項目のいずれかに該当した場合、併任教員の交代を検討する。

- 1 併任教員が研究所の職員としての身分を失った場合及び指導学生を受け入れても修了期間まで責任を持つことができないと予測される場合。
- 2 併任教員が5年にわたり大学院生の指導を担当していない場合。
- 3 併任教員の研究または教育活動が困難になった場合。
- 4 併任教員としてふさわしくない事由のあった場合。